明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○不正競争防止法第十八条第二項第三号の外国公務員等で政令で定める者を定める政令の一部を改正する政令（二五二）　二

○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（二五三）　三

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務三〇九、三一〇）　四

○除籍の一部が滅失した件（法務二七九、二八三）　四

○除籍が滅失した件（同二八〇、二八一）　四

○戸籍が滅失した件（同二八二）　四

○原戸籍が滅失した件（同二八四）　四

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項の登録を受けた試験検査機関が試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があった旨を公示する件（厚生労働三二一）　四

○愛知用水三好支線水路緊急対策事業に関する事業実施計画を認可した件（農林水産二〇一一）　四

○保安林の指定をする件（同二〇一二～二〇一九）　五

○道路に関する件（近畿地方整備局一四一～一四四）　五

○道路に関する件（中国地方整備局八三、八四）　六

〔国会事項〕

国土交通省　六

〔人事異動〕

労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針に関する公示（厚生労働省）　六

〔皇室事項〕

国家試験　六

〔官庁報告〕

官庁事項　六

司法書士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）　六

平成三十年度水産業普及指導員資格試験の実施について（農林水産省）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁　九

財団、鉱業法第一四二条の規定、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所　一〇

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等　三〇

厚生年金基金清算人変更関係　三〇

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇不正競争防止法第十八条第二項第三号の外国公務員等で政令で定める者を定める政令の一部を改正する政令（政令第二五二号）（経済産業省）

1　題名を「不正競争防止法施行令」に改めることとした。（題名関係）

2　民事訴訟における営業秘密の使用に係る推定規定である不正競争防止法第五条の二に規定された二つの政令委任事項について、以下のとおり規定することとした。

㈠　「政令で定める情報」は、情報の評価又は分析の方法（生産方法に該当するものを除く。）であることとした。（第一条関係）

㈡　「政令で定める行為」は、法第二条第一項第一〇号に規定する技術上の秘密（情報の評価又は分析の方法（生産方法に該当するものを含む。）に係るものに限る。）を使用して評価し、又は分析する役務の提供であることとした。（第二条関係）

3　この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。（附則第二項関係）

4　この政令は、平成三〇年一一月一日から施行することとした。

◇働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第二五三号）（厚生労働省）

1　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令、行政手続法施行令、青少年の雇用の促進等に関する法律第一一条の労働に関する法律の規定等を定める政令及び厚生労働省組織令について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「改正法」という。）による労働基準法等の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第四条関係）

2　改正法による労働基準法等の改正に伴う必要な経過措置を定めることとした。（第五条～第九条関係）

3　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。